

姫路みなとドーム
指定管理者募集要項

令和5年7月

姫路みなとドーム指定管理者募集要項

姫路みなとドームの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称
姫路みなとドーム（以下「ドーム」という。）
（愛称）MIYACOCO みなとドーム
- (2) 所在地
姫路市飾磨区細江 1 2 2 8 番地 2
- (3) 設置年月
平成 1 2 年（2000 年） 3 月
- (4) 設置目的
人々が海際でスポーツ・レクリエーションを楽しめ、展示会やイベントにも利用できる場を提供することにより、姫路港の活性化を図り、もって公共の福祉の増進に資する。
- (5) 施設概要
構 造 鉄筋コンクリート造
階 数 平屋建
敷地面積 2 1, 0 4 6. 9 5 m²
延床面積 3, 4 5 7. 3 2 m²（屋外倉庫 112. 00 m²、駐輪場 39. 58 m²を含む。）
- (6) 施設内容
アリーナ、エントランスホール、事務室、湯沸室、第 1 ミーティング室、第 2 ミーティング室、更衣室、シャワー室、便所、器具庫、電気室、空調機械室
- (7) 付帯施設
駐車場 1 0 0 台
多目的広場（臨時駐車場 1 1 0 台）
- (8) 施設利用者数及び主な利用状況
令和 2 年度 1 6, 5 0 2 人（稼働率 72%：テニス 71%、フットサル 23%、展示会 1%）
令和 3 年度 1 7, 0 6 5 人（稼働率 77%：テニス 74%、フットサル 20%、展示会 2%）
令和 4 年度 2 4, 0 6 5 人（稼働率 82%：テニス 65%、フットサル 20%、展示会 8%）
- (9) 前年度及び前々年度の運営経費
別表 1 「姫路みなとドーム収支決算書」のとおり

2 管理の基準

- (1) 利用時間
午前 9 時から午後 9 時

(2) 休館日

① 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日(火曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日)とする。

② 12月28日から翌年1月4日まで

※①、②の日であっても指定管理者からの提案により、休館日としない場合もある。

(3) 使用許可及び使用の制限

姫路みなとドーム条例(平成12年姫路市条例第9号。)第4条及び第5条の規定に基づき、使用許可及び使用の制限を行ってください。

3 指定管理者が行う業務の範囲

姫路みなとドーム条例第20条各号に規定する以下の事業を行うこと。

(1) 使用許可に関すること。

(2) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。

(3) ドームの施設及び設備の維持管理を行うこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、ドームの管理に関し市長が必要と認めること。

※ 詳細については、別紙「姫路みなとドーム指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

4 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、自らの発案によりドームを活用して任意に事業(自主事業)を提案することができます。自主事業を提案する場合は、事業内容、収支状況等を確認する必要がありますので、事前に産業振興課に確認の上、別途、「姫路みなとドーム自主事業に関する事業計画書」(様式第3号)を提出してください。(施設の使用料等の減免は行いませんので、当該自主事業実施に要する使用料等は必ず収支予算の支出項目に計上してください。)

また、自主事業の内容(飲食提供サービス、物販、自動販売機の設置等)によっては、施設の占有使用が行政財産の目的外使用となることから、市に対し、別途使用許可の申請を行うとともに、行政財産目的外の使用料の納付が必要となります。

(2) 自主事業収益

自主事業で見込まれる収益の全部または一部を、指定管理料の提案額の低減に反映させることができます。この場合は、「姫路みなとドーム指定管理業務収支予算書」(様式第2号-2)において指定管理料以外の収入(自主事業収益充当額)として計上してください。

(3) その他

提案された自主事業は、指定管理者の指定後、実施の許可、不許可、条件等を指示

するものとします。

5 管理業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち清掃、警備等の事実上の業務を第三者へ再委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務を一括して再委託することはできません。また、条例で定めるところにより行う行政処分（使用許可等）に係る業務についても再委託できません。

なお、事実上の業務を再委託するに当たっては、申請資格の欠格事由に該当しない者に対して再委託してください。

6 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、指定管理者が市の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるときは、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

7 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度は、適用しません。

8 指定管理に関する経費

(1) 指定管理に関する経費の財源

センターの管理に要する経費は、市が支払う指定管理料及び自主事業収入等の収入によって賄うこととします。

(2) 指定管理料

指定管理料には、人件費、施設管理費（光熱水費、清掃、設備点検、警備、樹木剪定等に係る経費及び1件当たり20万円未満の修繕費）及び事務費等が含まれます。

指定管理料は、提案された収支予算書をもとに年度ごとの予算の範囲内で協定により決定します。支払時期や方法についても協定で定めます。

原則として指定管理料の精算は行いませんが、社会経済情勢の急激な変化など特別の事情があると市が認める場合は、双方協議の上、指定管理料を変更します。

(3) 指定管理料の提案

指定管理料は、別表1「姫路みなとドーム収支決算書」を参考に提案を行ってください。

ただし、次に示す上限額を超えて、指定管理料の提案を行った場合は失格となります。

上限額	27,907千円／年平均（消費税及び地方消費税含む）
-----	----------------------------

また、別紙「姫路みなとドーム指定管理者業務仕様書」の「19 指定期間中の大規模改修工事に係る対応について」に記載のとおり、大規模改修工事期間中は業務の一部縮小を予定していますが、指定管理料の提案については、大規模改修工事の影響を見込まずに算定してください。

9 申請資格

(1) 資格

次の要件を満たすことが必要です。

- ① 団体（共同事業体等のグループを含む。）であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）。
- ② 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要が生じた場合等の緊急時に、迅速な対応がとれる体制を有する団体であること。

(2) 欠格事由（団体又はその代表者）

団体又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 本市において地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を取り消されたことがあり、その取消の日から2年を経過しない者
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定に基づく指名停止を受けている者
- ⑦ 法人にあっては当該法人の、法人以外の場合にあっては代表者の市税及び国税を滞納している者
- ⑧ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を開始している者

(3) 欠格事由（その他）

団体の代表者等（法人にあっては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- ① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- ② 暴力団員を使用した場合
- ③ 暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- ④ 暴力団員と密接な交際等を有している場合

(4) 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の場合の条件

複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）応募の場合は、上記の(1)

～(3)の条件に併せて、次の事項について留意すること。

- ① 複数の法人等がグループ（共同事業体を含む）を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこと。
- ② 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の構成団体は、単独での応募はできない。また同時に複数のグループ（共同事業体を含む）の構成団体となることはできない。
- ③ 代表となる法人等及びグループ（共同事業体を含む）を構成する法人等の変更は原則として認めない。
- ④ 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）を構成する各構成団体のいずれかが上記(2)又は(3)に該当する場合は応募することができない。

10 申請書類

申請書類	様式	申請単位		部数
		単独	グループ	
1 姫路みなとドーム指定管理者指定申請書	第1号	○	—	原本
	第1号-2	—	○	原本
2 姫路みなとドーム指定管理者事業計画書	第2号-1	○	○	原本+10部
3 姫路みなとドーム指定管理業務収支予算書 ※積算内訳を別紙（様式は自由。ただし、要旨はA4縦で横書き）に示すこと	第2号-2	○	○	原本+10部
4 姫路みなとドーム自主事業に関する事業計画書	第3号	○	○	11部
5 誓約書	第4号	○	◎	原本
6 暴力団員等の排除に係る調査承諾書	第5号	○	◎	原本
7 ○○共同事業体の協定書	第6号	—	○	原本+10部
8 委任状	第7号	—	○	原本
9 申請団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料	—	○	◎	原本+10部
10 【法人の場合】当該法人の登記事項証明書 【法人以外の場合】代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）	—	○	◎	原本+10部
11 【法人の場合】当該法人の国税の納税証明書（税務署様式その3の3） ※公告日以降に発行したもの 【法人以外の場合】代表者の国税の納税証明書（税務署様式その3の2） ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本+10部
12 【法人の場合】当該法人の直近2事業年度の法人税申告書の写し ・別表一関係（各事業年度の所得に係る申告書） ・別表二関係（同族会社等の判定に関する明細書）	—	○	◎	原本+10部

	<ul style="list-style-type: none"> ・別表四関係(所得の金額の計算に関する明細書) ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。				
	【法人以外の場合】 代表者の直近2事業年度の 13 税務申告書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書 ・収支内訳書(白色申告の場合)又は所得税青色申告決算書(青色申告の場合) ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。				
13	申請団体の経営状況に関する書類(申請団体の直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類) ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。	—	○	◎	原本+10部
14	代表者の印鑑証明書 ※公告日以降に発行したもの	—	○	◎	原本

※その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※部数欄の“原本+10部”については、原本とコピー10部を提出してください。

※グループ応募の場合は、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

※申請書類の13「申請団体の経営状況に関する書類」については、指定管理者に指定された場合、指定期間中は毎年度、団体の決算書類(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類)を提出していただきます。

※ 指定管理料については、全指定期間一律10%の消費税を見込んで提案してください。

指定期間中に、消費税が増税となった場合は、収支予算書(様式第2号-2)に基づく指定管理料(提案額)とは別に、年度ごとに締結する協定で金額を定めます。

1.1 申請手続

(1) 提出先

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課(市役所本庁9階)

(2) 提出期間及び提出時間

令和5年8月3日(木)から同年9月19日(火)まで(閉庁日を除く。)

午前8時35分から午後5時20分まで

※ 申請書類は、持参してください。

※ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けることができません。

1.2 現地説明会の実施

現地説明会を次の要領により開催します。参加を希望する場合は、あらかじめ申し込ん

てください（1団体3名まで）。

- (1) 開催日時 令和5年8月18日（金）午後3時から2時間程度
- (2) 開催場所 姫路みなとドーム第1ミーティング室
- (3) 申込方法

令和5年8月10日（木）までに、説明会参加申込書（様式第8号）を産業振興課あて持参、郵送又はFAXにより、申し込んでください。

1.3 図面の閲覧

ドームの図面を閲覧することができます。

- (1) 日時 令和5年8月3日（木）から同年9月19日（火）まで（閉庁日を除く。）
午前8時35分から午後5時20分まで
- (2) 閲覧場所 姫路市観光経済局商工労働部産業振興課（市役所本庁舎9階）

1.4 質問書

当募集要項及び仕様書の内容に関する質問は、質問書（様式第9号）に記入の上、産業振興課まで郵送又は持参で提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けませんのでご了承ください。

質問項目ごとに1枚の質問用紙をご使用ください。

質問の受付は、令和5年8月25日（金）午後5時20分まで（郵送の場合必着）とします。

質問への回答は、ホームページ（<http://www.city.himeji.lg.jp/s60/000000.html>）及び産業振興課にて公表します（9月1日（金）公表予定）。個別の回答は行いません。

1.5 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

1.6 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 指定管理料の提案額が、市が設定した上限額を上回っているもの
- ⑤ その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1.7 選定

指定管理者とすべき候補者を選定するための審議及び審査は、指定管理者選定委員会（外部委員3名、内部委員2名）で行います。

審査にあたり、提出書類等について各団体の代表者又は代理の方3名以内により説明していただきます（プレゼンテーション及び質疑）。日時については別途連絡します。

なお、申請者が多数の場合、又は書類審査の段階で明らかに要求要件を満たしていないと判断される場合は、選定委員会の判断により、書類審査の段階で選外とすることがあります。

1 8 審査の基準

指定管理者候補者選定のための審査は、姫路みなとドーム条例第17条第2項各号に掲げる基準及び姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める基準を基に、指定管理者選定委員会が定める基準（別表2）に基づき行います。

1 9 選定結果の通知

選定の結果は、結果のいかんにかかわらず文書で通知します。

2 0 選定結果の公表

選定手続の透明性を確保するため、選定結果（申請団体名、評点結果及び指定管理料提案額等）を公表します。この場合、指定管理者候補者となった団体以外は、申請団体名と評点結果が結びつかないように配慮します。ただし、申請団体数が2団体のみであった場合は、この限りではありません。

2 1 指定管理者の指定

選定した候補者については、指定管理者制度運用委員会において候補者として決定した後、議会の議決を経て、指定管理者として指定を行います。

2 2 協定の締結

指定管理者の業務の実施に当たって、市は、姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める事項等について指定管理者と協定を締結します。

2 3 指定管理者の評価

指定期間中、管理運営業務について、適正かつ確実なサービス提供が行われているか評価等を行います。また、評価結果については、市のホームページ等で公表します。

2 4 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらずお返しできません。
- (2) 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出された書類は必要に応じ複写します(使用の目的は庁内及び選定委員会での検討に限ります。)
- (4) 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る事業計画書、各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人情報や

申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

2 5 添付書類

- (1) 姫路みなとドーム条例
- (2) 姫路みなとドーム条例施行規則
- (3) 姫路市公共施設予約システム管理運営要綱
- (4) 姫路市指定管理者制度導入基本方針
- (5) 姫路みなとドーム位置図
- (6) 姫路みなとドーム配置図
- (7) 姫路みなとドーム平面図

2 6 問合せ先

姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課 港湾振興室 担当 高馬、八木
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎9階
電 話：079-221-2504
FAX：079-221-2508

【募集から管理業務開始までの流れ（予定）】



